

# アイ企業年金基金事務処理説明資料

〒453-0804  
愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F  
TEL：052-481-5608  
FAX：052-481-7271  
URL：<http://www.aikikin.or.jp/>



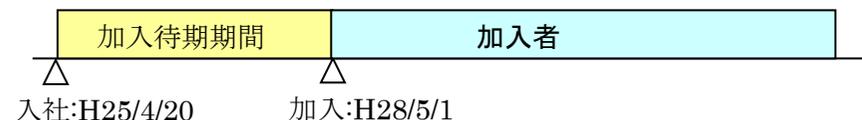
## 資格取得の時期について【規約第40条】（待期期間の設定がある企業）【退職金制度+セブトライフ支援金制度】

### ❖ 資格取得

入社後の加入待期期間が経過後、最初に到来する1日（入社日が1日の場合は待期期間経過後の1日）に資格を取得する

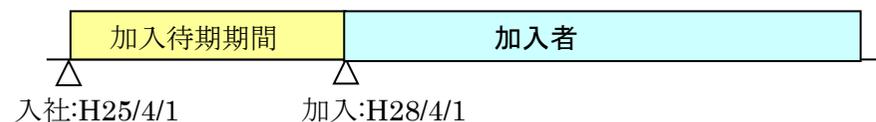
#### ケース①

- ・入社：平成25年4月20日
- ・加入：平成28年5月1日



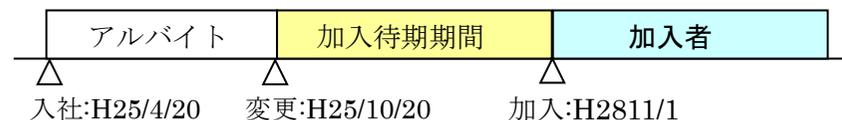
#### ケース②

- ・入社：平成25年4月1日
- ・加入：平成28年4月1日



#### ケース③

- ・アルバイト（加入対象外）として入社：平成25年4月20日
- ・正社員へ変更：平成25年10月20日
- ・加入：平成28年11月1日



- ◆ 加入対象者（アルバイト、パート、嘱託社員等を加入対象者とするか否か等）は、企業ごとに【規約別表第3の8】及び諸規程（退職金規程、セブトライフ支援金規程等）に規定されています

### ➡ 手続き

加入資格を取得した時に「アイ企業年金基金加入者資格取得届」をアイ企業年金基金へ提出してください

⇒記入例は補足資料①参照

### ➡ 基金からの報告

入力処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

(※) 厚生年金（基金）のような決定通知書はなく、掛金のお知らせを送付する際に掛金対象月の処理報告をさせていただきます

厚生年金（基金）のような被保険者証（加入員証）は発行されません

## 資格取得の時期について【規約第40条】（待期期間の設定がない企業）【センドライフ支援金制度】

### ❖ 資格取得

入社後、最初に到来する1日（入社日が1日の場合は同日）に資格を取得する

#### ケース①

- ・入社：平成28年4月20日
- ・加入：平成28年5月1日



#### ケース②

- ・入社：平成28年5月1日
- ・加入：平成28年5月1日



#### ケース③

- ・アルバイト（加入対象外）として入社：平成28年4月20日
- ・正社員へ変更：平成28年10月20日
- ・加入：平成28年11月1日



- ◆ 加入対象者（アルバイト、パート、嘱託社員等を加入対象者とするか否か等）は、企業ごとに【規約別表第3の8】及び諸規程（退職金規程、センドライフ支援金規程等）に規定されています

### ➡ 手続き

加入資格を取得した時に「アイ企業年金基金加入者資格取得届」をアイ企業年金基金へ提出してください

⇒記入例は補足資料①参照

### ➡ 基金からの報告

入力処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

(※) 厚生年金（基金）のような決定通知書はなく、掛金のお知らせを送付する際に掛金対象月の処理報告をさせていただきます

厚生年金（基金）のような被保険者証（加入員証）は発行されません

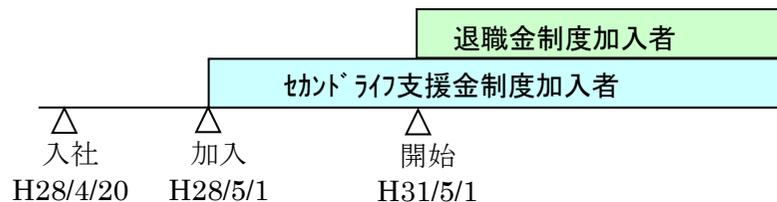
## ✦退職金制度とセカンドライフ支援金制度の資格取得時期が異なる場合について【退職金制度+セカンドライフ支援金制度】

### ❖ 資格取得および退職金制度拠出開始

セカンドライフ支援金制度と退職金制度を資格取得（開始）する時期が異なる場合には、セカンドライフ支援金制度の資格取得時に資格取得届を、退職金制度の拠出を開始する際に、退職金制度拠出開始届を提出します

#### ケース

- ・入社：平成 28 年 4 月 20 日
- ・加入：平成 28 年 5 月 1 日（セカンドライフ支援金制度加入）
- ・開始：平成 31 年 5 月 1 日（退職金制度拠出開始）



### ➡ 手続き

セカンドライフ支援金制度へ資格を取得した時に《アイ企業年金基金加入者資格取得届》をアイ企業年金基金へ提出してください

⇒記入例は補足資料①参照

退職金制度の拠出を開始する時に《【セカンドライフ支援金制度既加入者】退職金拠出開始届》をアイ企業年金基金へ提出してください

⇒記入例は補足資料⑫参照

- ◆ セカンドライフ支援金制度（待期期間の設定なし）と退職金制度（待期期間 3 年）の両制度を実施している企業は、セカンドライフ支援金制度の資格取得届を提出する際に、併せて《加入待期者連絡票》を提出します

### ➡ 基金からの報告

入力処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

(※) 厚生年金（基金）のような決定通知書はなく、掛金のお知らせを送付する際に掛金対象月の処理報告をさせていただきます

厚生年金（基金）のような被保険者証（加入員証）は発行されません

## 資格喪失について【規約第41条】

### ❖ 資格喪失

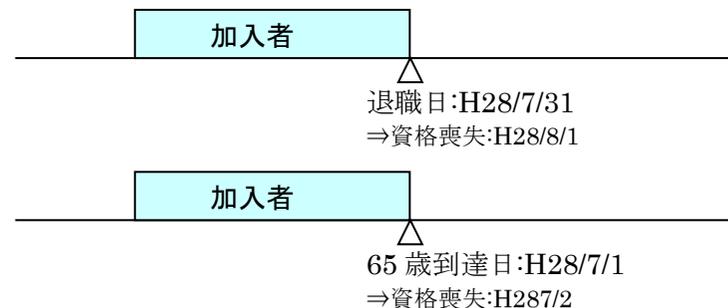
【規約第41条】のいずれかの事由（退職、60歳または65歳到達等）に該当した日の翌日に資格喪失する

#### ケース①

- ・退職日：平成28年7月31日
- ・資格喪失：平成28年8月1日

#### ケース②

- ・生年月日：昭和26年7月2日
- ・65歳到達：平成28年7月1日（誕生日の前日が到達日）
- ・資格喪失：平成28年7月2日（誕生日が資格喪失日）



- ◆ 年齢到達による資格喪失の時期は、企業ごとに**60歳**か**65歳**に【規約別表第3の8(加入者範囲)】及び諸規程(退職金規程、セカンドライフ支援金規程等)に規定されています（退職金制度の場合は60歳喪失となります）
- ◆ 年齢到達による資格喪失(60歳または65歳)に到達した場合に限り、自動的に“企業”宛に「支給見込額計算結果」が郵送されます  
⇒「アイ企業年金基金加入者資格喪失届」の提出は別途必要です
- ◆ 「請求書類」は、原則“退職者宛”に郵送されますが、企業が希望される場合は“企業宛”に郵送することができます  
⇒「アイ企業年金基金加入者資格喪失届」の『裁定書類を会社に送付』欄にチェック（①点）を記入してください

(※) 企業の定年退職日とアイ企業年金基金の年齢到達による資格喪失日が一致しない場合でも、弊社からの給付額は税務上退職所得として扱われます

### ➡ 手続き

加入資格を喪失した時に「アイ企業年金基金加入者資格喪失届」をアイ企業年金基金へ提出してください

⇒記入例は補足資料②参照

### ➡ 基金からの報告

資格喪失届が提出された場合、“企業宛”に「支給見込額計算結果」、「希望する送付先」に「請求書類」が郵送されます

⇒「支給見込額計算結果」は補足資料③参照

入力処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

(※) 厚生年金（基金）のような決定通知書はなく、掛金のお知らせを送付する際に掛金対象月の処理報告をさせていただきます

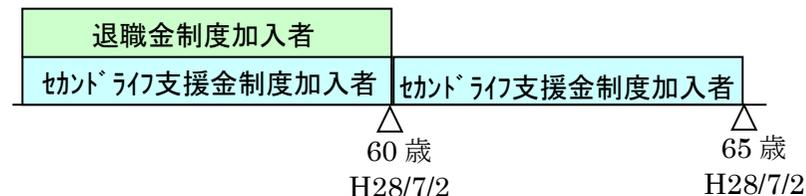
## ✚ 退職金制度とセンドライフ支援金制度の資格喪失時期が異なる場合について【退職金制度+センドライフ支援金制度】

### ❖ 60歳で退職金制度部分の拠出を終了し、退職金制度部分の支給を希望する場合

60歳時点で退職金制度の支給を希望する場合、60歳時点で資格喪失届および資格取得届を提出し、60歳以降センドライフ支援金制度の資格を喪失する際に再び資格喪失届を提出してください

#### ケース

- ・生年月日：昭和31年7月2日
- ・資格喪失(60歳)：平成28年7月2日(退職金制度/センドライフ支援金制度)
- ・再加入(60歳)：平成28年7月2日(センドライフ支援金制度)
- ・資格喪失(65歳)：平成33年7月2日(センドライフ支援金制度)



### ➡ 手続き

60歳時点で「アイ企業年金基金加入者資格喪失届」「アイ企業年金基金加入者資格取得届」を提出し、65歳時点で「アイ企業年金基金加入者資格喪失届」を提出してください

⇒記入例は補足資料①②参照

### ➡ 基金からの報告

入力処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

(※) 厚生年金(基金)のような決定通知書はなく、掛金のお知らせを送付する際に掛金対象月の処理報告をさせていただきます

厚生年金(基金)のような被保険者証(加入員証)は発行されません

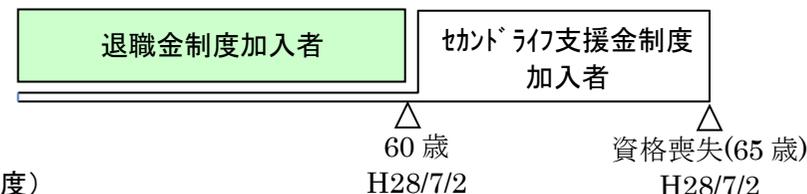
## ✚ 60歳で退職金部分とセコトライフ支援金制度の掛金を切替える場合について【退職金制度+セコトライフ支援金制度】

### ❖ 60歳時点で退職金制度への拠出を終了し、それ以降セコトライフ支援金制度へ同額の掛金を拠出する場合

60歳前後で掛金額を変更せずに拠出先制度を退職金制度からセコトライフ支援金制度へ切り替えます

#### ケース

- ・ 生年月日：昭和31年7月2日
- ・ 資格取得(加入)：入社3年経過後（退職金制度/セコトライフ支援金制度）
- ・ 退職金制度拠出終了(60歳)：平成28年7月2日（退職金制度）
- ・ セコトライフ支援金拠出開始（60歳）：平成28年7月2日（セコトライフ支援金制度）
- ・ 資格喪失(65歳)：平成33年7月2日（セコトライフ支援金制度）



- ◆ 加入時には、“退職金制度”と“セコトライフ支給金制度(掛金：0円)”の両制度へ加入します  
    (※) 加入時の資格取得届には、セコトライフ支援金制度の掛金(標準給与)を0円で記入してください
- ◆ 60歳時点で退職金制度への拠出を終了し、同額の掛金をセコトライフ支援金制度へ拠出します(掛金額の切り替え)

### ➡ 手続き

60歳時点で「退職金制度/セコトライフ支援金制度掛金額切替届」を提出し、65歳時点で「アイ企業年金基金加入者資格喪失届」を提出してください

⇒記入例は補足資料②③参照

### ➡ 基金からの報告

入力処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

(※) 厚生年金(基金)のような決定通知書はなく、掛金のお知らせを送付する際に掛金対象月の処理報告をさせていただきます

厚生年金(基金)のような被保険者証(加入員証)は発行されません

## その他の異動等に関する届出について①

### ❖ 休職/転籍

休職（転籍）している期間に掛金を拠出しない（加入期間としない）場合には、休職を開始する際に加入資格喪失届及び復職をする際に資格取得届を提出します（休職期間に掛金を拠出し続ける場合は届出の必要がありません）

- ◆ 休職期間に掛金を拠出するか否かは各企業により異なり、【規約別表第4、別表4の2】及び諸規程（退職金規程、セブトライフ支援金規程等）に規定されています

#### ケース

- ・ 休 職 日：平成28年7月1日
- ・ 資格喪失日：平成28年7月2日
- ・ 休職終了日：平成29年7月2日
- ・ 資格取得日（働き始めた日）：平成29年7月3日

(※)休職終了後の資格取得年月日は、休職終了日の翌日となります(1日ではないので注意してください)



### ➡ 手続き

休職を開始するときに《アイ企業年金基金加入者資格喪失届》、休職終了（復職する）時に《アイ企業年金基金加入者資格取得届》を提出してください

### ➡ 基金からの報告

入力処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

(※) 厚生年金（基金）のような決定通知書はなく、掛金のお知らせを送付する際に掛金対象月の処理報告をさせていただきます



---

## ✚ その他の異動等に関する届出について②

### ❖ 加入者の氏名等が変わった場合（基礎年金番号が判明した場合等）

#### ➡ 手続き

《アイ企業年金基金加入者諸変更（訂正）届》を提出してください

⇒記入例は補足資料⑥参照

### ❖ 企業関係登録データ（事業主、所在地、加入コース、引落口座等）等が変わった場合

#### ➡ 手続き

《アイ企業年金基金事業所関係登録票》を提出してください

⇒記入例は補足資料⑥参照

### ❖ 多数の取得や喪失等の異動がある場合

多数の異動があった場合には、CD等磁気媒体による届出ができます

#### ➡ 手続き

磁気媒体による届出をされる際にはアイ企業年金基金まで連絡してください、ファイルやレコードの仕様を別途ご説明させていただきます

《アイ企業年金基金磁気媒体届書総括票》を磁気媒体に添えて提出してください

⇒記入例は補足資料⑦参照



---

## ✚ その他の異動等に関する届出について③

### ❖ 懲戒解雇した加入者への支給を停止したい場合

【規約第50条】の要件に該当し、【規約別表第6】に規定されている企業からの依頼により、加入者への給付を停止することができます

◆ 懲戒解雇した加入者への給付を停止するか否かは各企業により異なり、【規約別表第6】に規定されています

#### ➡ 手続き

懲戒解雇した時に「アイ企業年金基金加入者資格喪失届」と「アイ企業年金基金懲戒解雇加入者支給停止依頼書」を提出してください

⇒記入例は補足資料⑧参照

### ❖ 企業決算に個社分の年金資産額を計上する場合

企業決算に個社分の年金資産額を計上する企業に対応するため、同年金資産額を算出することができます

#### ➡ 手続き

基準（企業決算）日の2週間（10営業日）前までに「『資産・債務の事業所按分（退職給付会計用）』算出依頼書」を提出してください

⇒記入例は補足資料⑨参照

### ❖ 掛金額（標準給与）を変更する場合

【規約別表4の5、規約別表4の6】及び諸規程（退職金規程、セカンドライフ支援金規程等）に規定されている掛金額（基準給与、標準給与）を基に掛金額を変更することができます

#### ➡ 手続き

掛金額を変更しようとする場合は「アイ企業年金基金加入者掛金額変更届」を提出してください

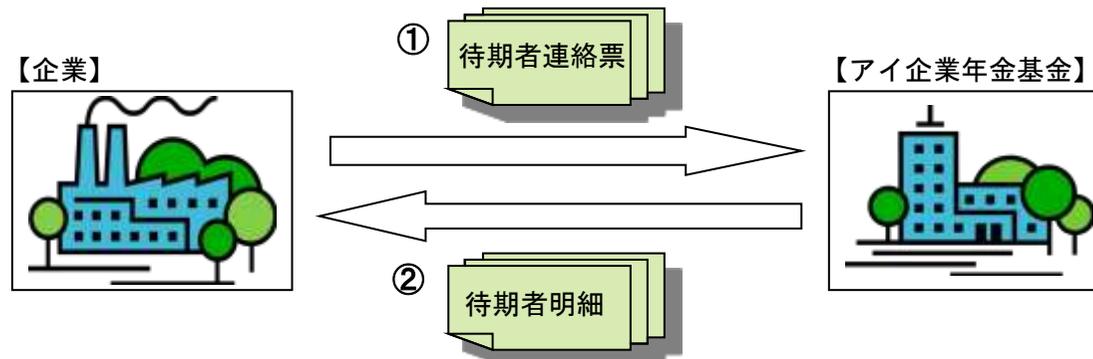
⇒記入例は補足資料⑩参照

## ✚ 加入待期者管理サービスについて（待期期間の設定がある企業）

- ◆ 待期期間の設定は、各企業により異なり【規約39条、規約別表第4の3】及び諸規程(退職金規程、セカンドライフ支援金規程等)に規定されています（退職金制度の場合は必ず3年間の待期期間が設定されています【規約第39条】）
- ◆ 企業の事務負担の軽減を目的とし、加入待期者管理サービスを提供しています

### ❖ 加入待期者の管理と企業への通知フロー

- ①：従業員が新たに入社した場合、アイ企業年金基金へ《アイ企業年金基金加入待期者連絡票》（※）を提出します
- ②：アイ企業年金基金は、連絡票をもとに加入待期者管理を行い、四半期ごとに加入待期者明細を企業へ通知します  
⇒企業は、この通知を基に待期期間を経過した従業員（加入待期者）の資格取得届を提出します  
また、加入待期期間中に加入待期者に異動（退職等）があった場合は、加入待期者明細の補正（追加・削除等）をアイ企業年金基金へ依頼してください（※）



### ➡ 手続き

（※）加入待期者の新規登録/追加登録/削除等をアイ企業年金基金へ依頼する場合には《加入待期者連絡票》をFAX等で提出してください  
⇒記入例は補足資料⑩参照

- ◆ セカンドライフ支援金制度（待期期間の設定なし）と退職金制度（待期期間3年）の両制度を実施している企業は、セカンドライフ支援金制度の資格取得届を提出する際に、併せて《加入待期者連絡票》を提出します

## 掛金の納付事務について（自主納付は「自動引落」が出来ない地域の企業様むけのサービスです）

掛金の納付期限は該当月の翌月26日（自主納付は翌月末日）までの納付となります

（※）【規約第72条】には、掛金の納付期限は該当月の翌々月10日までとなっていますが、基金内での掛金取りまとめに一定期間が必要となるため、該当月の翌月26日（自主納付は翌月末日）までの納付となります

### ケース

・4月の掛金(4月中の異動に対する掛金)の納付期限は、実務上5月26日（自主納付は5月31日）となります

### 掛金通知サービス

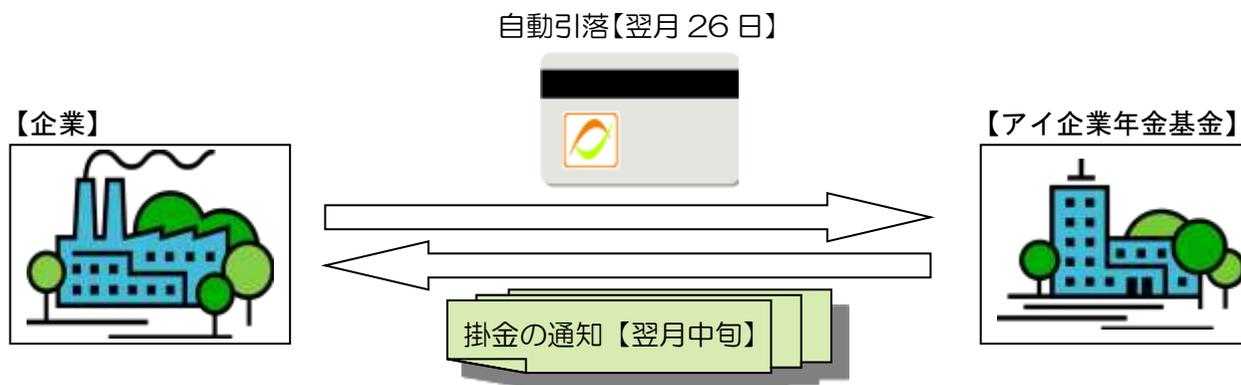
該当月の翌月中旬（20日前後）に掛金を通知します

### 納付手続き

#### 自動引落の企業は…

企業の登録された口座から毎月26日（土、日、祝日の場合は翌営業日）に自動的に引き落としされます

引落口座の変更は、《アイ企業年金基金事業所関係登録票》及び《預金口座振替依頼書》を提出していただきます



#### 自主納付の企業は…

（※）自主納付は、「自動引落」サービス対象外の地域の企業様向けのサービスとなります

毎月末日までに『アイ企業年金基金指定口座』に送金していただきます

『アイ企業年金基金指定口座』は、別途ご連絡いたします

## 給付について

加入者期間等の支給要件により『老齢給付金(年金)』、『脱退一時金』、『遺族給付金』の給付があります

### ❖ 老齢給付金(年金)【規約第54条】

加入者期間20年(みなし加入期間を含む、以下同じ)である退職者(資格喪失者)が、60歳に到達したとき

加入者期間20年である加入者が、60歳以上で退職したとき

加入者期間20年である加入者が、65歳に到達したとき

◆ 有期年金(受給権者本人が5年か10年のどちらかを選択します)

◆ 一定の要件に該当した場合、支給開始の繰下げ申出ができます

### \* 年金支給額

支給開始時仮想個人勘定残高 ÷ 別表第5に定める率

### ➡ 手続き

受給権者(加入者)本人から《老齢給付金裁定請求書》に住民票等の添付書類をそえて提出していただきます

⇒手続き書類(見本)は補足資料④参照

### ■ 支給日

年4回、3月、6月、9月、12月の各月1日(その日が金融機関の休業日は翌営業日)にその前月までの分をまとめて給付されます

### ➡ 基金から企業への報告

給付の処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

### ➡ 基金から請求者への報告

給付の処理結果は、随時連絡されます



---

## ✚ 給付について

### ❖ 脱退一時金【規約第59条】

加入者期間が1ヶ月以上20年未満で退職（資格喪失）したとき

加入者期間が20年以上かつ60歳未満で退職（資格喪失）したとき

◆ 一定の要件に該当した場合、支給開始の繰下げ申出ができます

### \* 支給額

資格を喪失した月の前月の仮想個人勘定残高

### ➡ 手続き

受給権者（加入者）本人から《脱退一時金裁定請求書》に住民票（運転免許証の写し）等の添付書類をそえて提出していただきます

⇒手続き書類（見本）は補足資料⑯参照

### ■ 支給日

請求書提出後、約10営業日後に受給権者本人の指定口座に給付されます

### ➡ 基金から企業への報告

給付の処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

### ➡ 基金から請求者への報告

給付の処理結果は、随時連絡されます

### ❖ 遺族給付金【規約第64条、第65条】

死亡による資格喪失、老齢給付金の支給中の死亡等一定要件をみたした場合遺族に給付されます

### ➡ 基金から企業への報告

給付の処理結果は、月に一度まとめて連絡されます

### ➡ 基金から請求者への報告

給付の処理結果は、随時連絡されます

---

## ✚ 事務費について

アイ企業年金基金では、以下のとおり事務費掛金が発生します

【インシャル】初期登録手数料：1,000 円/人、標準給与月額変更：1,000 円/人

【ランニング】自動引落手数料(毎月)：1,000 円/社、セレクトライフ支援金制度(退職金制度フリープラン)加入者管理(月末加入者)：400 円/人(※)、  
その他退職金制度(フリープラン以外)加入者管理(月末加入者)：350 円/人(※)加入者数により低減されます

## ✚ 基金の制度運営について

### ❖ 代議員の選出

・アイ企業年金基金は、原則各企業から1名選出された代議員で構成される代議員会により、民主的に基金の運営方針（年金規約の変更、予算・決算の承認等）を議決します

### ❖ 基金財政において

・アイ企業年金基金は確定給付企業年金制度（加入者に対し給付額をお約束する制度）であるため、年金財政上不足金が発生した場合には、企業の追加拠出（掛金）が必要となる場合があります

## ✚ その他について

### ❖ 財政決算報告

・年に一度（毎年9月頃）各企業へご報告させていただきます

### ❖ 加入者別の積立金額

・年に一度（毎年5月頃）各企業へ従業員の仮想個人勘定残高をご報告させていただきます

### ❖ 諸規程(退職金規程、セレクトライフ支援金規程等)の届出

従業員代表の意見書を付けて、労働基準監督署へ諸規程(退職金規程、セレクトライフ支援金規程等)を届出する必要があります

### ❖ 企業の諸規程（就業規則等）を変更した場合

企業の諸規程（就業規則等）を変更した場合は必ずアイ企業年金基金へご連絡してください（規約等の引用先等に影響がある場合は同規約の変更が必要になります）

補足資料①：《加入者資格取得届(記入例)》

平成 28年 5月 1日

アイ企業年金基金 加入者資格取得届  
( 取消 ・ 訂正 )

(提出先) 453-0804  
愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F  
アイ企業年金基金 御中

届書番号	171
契約番号	10288

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F
事業所名称	株式会社 OOOO
事業主氏名	代表取締役社長 OOOO
電話番号	052 ( 481 ) 5608
事業所番号	9999
退職金制度	フリープラン コース
セカンドライフ支援金制度	有・無

・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	加入者番号	生年月日	性別	基礎年金番号	発生原因	入社年月日	加入制度 (一方/両方選択)	取得年月日	基準給与(退職金)		基本コース(退職金)		基加
										標準給与(セカンドライフ支援金)	千円	円	千円	
アイキ	タロウ	123456	昭50.10.01	男5	9999-	新規:1 転入:2 再加入:3 再加入(60歳):4	平7.25.04.20	退職金制度 セカンドライフ支援金制度	平7.28.05.01	1400	千円	800万円コース:1 500万円コース:2 300万円コース:3	1 2 3 4	
ネンキン	タロウ	234567	昭50.20.20	男5	8888-	新規:1 転入:2 再加入:3 再加入(60歳):4	平7.25.05.01	退職金制度 セカンドライフ支援金制度	平7.28.05.01	1000	千円	800万円コース:1 500万円コース:2 300万円コース:3	1 2 3 4	
コガネ	ハナコ	345678	昭50.03.03	男5	7777-	新規:1 転入:2 再加入:3 再加入(60歳):4	平7.25.04.25	退職金制度 セカンドライフ支援金制度	平7.28.05.01	1100	千円	800万円コース:1 500万円コース:2 300万円コース:3	1 2 3 4	
ナカムラ	アイコ	456789	昭50.04.04	男5	6666-	新規:1 転入:2 再加入:3 再加入(60歳):4	平7.25.04.25	退職金制度 セカンドライフ支援金制度	平7.28.05.25	8500	千円	800万円コース:1 500万円コース:2 300万円コース:3	1 2 3 4	

・入社年月日は、アイ企業年金基金規約第39条に定める社員等となった日付を記入してください

・積立制度は、取得年月日に積立を開始する制度を選択してください(同日付で両制度の積立を開始する場合は両制度を選択してください)

・取得年月日は、入社年月日から待期間(退職金制度は3年/セカンドライフ支援金制度は規約別表4の3に定める期間)を経過した日以後最初に到来する1日(待期間を経過した日が1日の場合はその日)を記入してください。休職(規約別表第4/別表第4の2に定める休職)が終了した場合には、終了した日の翌日を記入してください

・基準給与(退職金)は、退職金規程等に定められているフリープランコースの基準給与(規約別表第4の5)を記入してください

・標準給与(セカンドライフ支援金)は、支援金規程等に定められているセカンドライフ支援金制度の標準給与(規約別表第4の6)を記入してください

・基本コース(退職金)は基本の加入コースを選択してください(オプションコースを採用している企業は資格取得時点の基本コースを選択してください)

平成28年4月改正  
受付日印

補足資料②：《加入者資格喪失届(記入例)》

アイ企業年金基金 加入者資格喪失届

平成 28年 5月 1日

(提出先) 453-0804  
愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F  
アイ企業年金基金 御中

( 取消 ・ 訂正 )

届書番号	174
契約番号	10288

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F
事業所名称	株式会社 〇〇〇〇
事業主氏名	代表取締役社長 〇〇〇〇
電話番号	052 ( 481 ) 5608
事業所番号	9999
退職金制度	フリープラン コース
パートタイム支援金制度	有・無

・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

氏名(フリガナ) 氏名(漢字) 加入者番号	生年月日	性別	喪失年月日	喪失事由	住所	最終標準給与月額 (裁定請求書を会社に 送付の場合レ点記入)	基 加
アイキ 太郎 1 2 3 4 5 6	昭:5 平:7 0 1 0 1 0 1	男:5 女:6	平7 2 8 0 5 0 1	自己都合:11 定年:21 65歳到達:01 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1 . 2 . 3 . 4 . <input checked="" type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付	1 2 3 4
ネンキン 年金 太郎 2 3 4 5 6 7	昭:5 平:7 2 6 0 5 0 2	男:5 女:6	平7 2 8 0 5 0 2	自己都合:11 定年:21 65歳到達:01 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1 . 2 . 3 . 4 . <input checked="" type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付	1 2 3 4
コガネ 黄金 花子 3 4 5 6 7 8	昭:5 平:7 0 3 0 3 0 3	男:5 女:6	平7 2 8 0 6 0 1	自己都合:11 定年:21 65歳到達:01 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1 . 2 . 3 . 4 . <input type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付	1 2 3 4
ナカムラ 中村 愛子 4 5 6 7 8 9	昭:5 平:7 0 3 0 3 0 3	男:5 女:6	平7 2 8 0 4 0 1	自己都合:11 定年:21 65歳到達:01 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1 . 2 . 3 . 4 . <input type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付	1 2 3 4

- ・喪失年月日は、定年(60歳/65歳)および65歳到達に限り、その誕生日をご記入ください。その他の場合(自己都合退職、休職、死亡等)は、退職日の翌日をご記入ください
- ・再加入を前提とし喪失事由【休職:93、転出:9】に丸印をつけると同書類の提出をもって、加入者への『老齢給付金(脱退一時金)の支給の繰下げ申出書』を兼ねるものとします  
支給繰下げを申出ると再加入前後の加入者期間が通算されます(支給繰下げを申出ない場合には備考欄にその旨をご記入ください)
- ・喪失事由に関して、会社の諸規程等に定められている定年年齢(60歳/65歳)に達した場合(喪失年月日に60歳/65歳の誕生日を記入した場合)は、『定年:21』に丸印をつけてください
- ・喪失事由に関して、会社の諸規程で60歳定年を定めている場合で、かつ65歳まで再雇用した場合は『65歳到達:01』に丸印をつけてください
- ・懲戒解雇による加入者への支給の停止を申出する場合(アイ企業年金基金規約第50条及び別表第6)は、別途『懲戒解雇加入者支給停止依頼書』を添付してください

平成28年4月改正



補足資料③：《支給見込額計算結果(例)》

◆退職金制度 支給見込額計算結果◆

＜加入者＞		加入者番号	999999	氏名	基金 太郎	事業所	アイ株式会社	0-000
		生年月日	昭和 32年 1月 1日	性別	男	入社年月日	昭和 50年11月 1日	
＜計算条件＞		喪失年月日	平成 29年 1月 1日	喪失事由	定年			
＜計算基礎＞		(みなし)取得年月日	昭和 50年 3月 26日	年齢	60歳			
		計算基礎給与	4,547,889 円	退職金制度の一時金額				
＜一時金額＞		一時金額	4,540,400 円	給付種類	選択一時金	一時金計算式	4540321 * 1	
＜年金額(5年有期)＞		年金額(年額)	957,800 円	各期支給額	239,450 円	支払期月	3, 6, 9, 12	
		年金計算式	4547889/4.74866	支給開始年月	平成 29年 2月	支給終了年月	平成 34年 1月	
＜年金額(10年有期)＞		年金額(年額)	502,600 円	各期支給額	125,650 円	支払期月	3, 6, 9, 12	
		年金計算式	4547889/9.04968	支給開始年月	平成 29年 2月	支給終了年月	平成 39年 1月	

◆セカンドライフ支援金制度 支給見込額計算結果◆

＜加入者＞		加入者番号	999999	氏名	基金 太郎	事業所	アイ株式会社	0-000
		生年月日	昭和 32年 1月 1日	性別	男	入社年月日	昭和 50年11月 1日	
＜計算条件＞		喪失年月日	平成 29年 1月 1日	喪失事由	定年			
＜計算基礎＞		(みなし)取得年月日	昭和 50年 3月 26日	年齢	60歳			
		計算基礎給与	1,017,113 円	セカンドライフ支援金制度の一時金額				
＜一時金額＞		一時金額	1,015,500 円	給付種類	選択一時金	一時金計算式	1015420 * 1	
＜年金額(5年有期)＞		年金額(年額)	214,200 円	各期支給額	53,550 円			
		年金計算式	1017113/4.74866	支給開始年月	平成 29年 2月			
＜年金額(10年有期)＞		年金額(年額)	112,400 円	各期支給額	28,100 円			
		年金計算式	1017113/9.04968	支給開始年月	平成 29年 2月			

資格喪失届を提出していただいた後に、自動的に送付されます。  
 (※)その他の時期に《支給見込額計算結果》が必要な際は、アイ企業年金基金までご連絡ください

補足資料④：《老齢給付金（脱退一時金）の支給の繰下げ申出書（記入例）》

アイ企業年金基金 老齢給付金（脱退一時金）の支給の繰下げ申出書 平成 年 月 日

(提出先) 453-0804  
愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F  
アイ企業年金基金 御中

事業所所在地	4530804	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F
事業所名称	株式会社 ○○○○	
事業主氏名	代表取締役社長 ○○○○	
電話番号	052 ( 481 ) 5608	
事業所番号	9999	退職金制度 <b>フリープラン</b> コース セカンドライフ支援金制度 <b>有</b> ・無

契約番号	10288
------	-------

- ◆アイ企業年金基金では、資格喪失後（または退職金拠出終了後）も引き続き同じ会社で勤務する場合、受給権者はその期間支給開始の繰下げを申出することができます
- ◆同申出書は、資格喪失届と併せてご提出ください
- ◆アイ企業年金基金規約（第56条及び第61条）に基づき、下記の者が老齢給付金（または脱退一時金）の支給の繰下げを申出ます

氏名(フリガナ)		生年月日	性別	繰下げを希望する制度 (一方/両方選択)(※2)	今後勤務を予定している期間				備考欄
氏名(漢字)(※1) 加入者番号					自(資格喪失日)(※3)		至(繰下げ予定日)(※4)		
アイキ	タロウ	昭:5	男:5	退職金制度	平7	280401	平7	300101	
(※1) 愛基	太郎	010101	女:6	セカンドライフ支援金制度					
1	2	3	4	5	6	平:7			

**【提出における注意点】** 平成28年7月改正

(※1) 繰下げの申し出をおこなう受給権者の署名が必要です

(※2) 繰下げを希望する制度欄には、繰下げを希望する制度（一方または両方）に丸印をご記入ください。なお、両制度に加入されていた場合は、原則両制度同時に繰下げとなります（ただし、60歳時点で両制度を資格喪失し、かつセカンドライフ支援金制度にのみ再加入する場合は退職金制度のみ繰下げすることができます）

(※3) 今後勤務している期間欄中の自（喪失年月日）欄には、60歳（または65歳）に到達した日の翌日（誕生日）をご記入ください

(※4) 今後勤務している期間欄中の至（繰下げ予定日）欄には、60歳（または65歳）で資格喪失し引き続き同じ会社で勤務する期間（予定日）を記入してください

補足資料⑤：《加入者諸変更(訂正)届(記入例)》

アイ企業年金基金 加入者諸変更(訂正)届 平成 28年 4月 1日

(変更・訂正・追加)

(提出先) 453-0804  
愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F  
アイ企業年金基金 御中

契約番号 10288

事業所所在地	4530804	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F
事業所名称	株式会社 ○○○○	
事業主氏名	代表取締役社長 ○○○○	
電話番号	052 (481) 5608	
事業所番号	9999	退職金制度 <b>フリープラン</b> コース セカンドライフ支援金制度 <b>有</b> ・無

**変更(訂正)前【従前】**

氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	加入者番号	生年月日	性別	基礎年金番号	住所
アイキ	タロウ		年 月 日	男:5 女:6	-	
愛基	太郎		昭:5 平:7			
1	2	3	4	5	6	

↓

変更(訂正)年月日 平成28年 4月 1日

◇変更(または訂正、追加)する該当箇所を○印で選択してください

氏名(漢字)・氏名(フリガナ)・生年月日・性別・**基礎年金番号**・住所・加入員番号

**変更(訂正)後**(加入員番号、氏名以外は変更箇所のみ記入してください)

氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	加入者番号	生年月日	性別	基礎年金番号	住所
アイキ	タロウ		年 月 日	男:5 女:6	9999 -	
愛基	太郎		昭:5 平:7			
1	2	3	4	5	6	

平成28年4月改正

補足資料⑥：《事業所関係登録票(記入例)》

アイ企業年金基金 事業所関係登録票		平成 28年 4月 1日
(提出先) 453-0804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F アイ企業年金基金 御中		(新規・変更・廃止) ・いずれかを○印で囲んでください ・変更の場合は、該当箇所のみご記入ください
契約番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10288</span>	事業所所在地 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4530804</span> 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F	
事業所番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9999</span>	事業所名称 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">株式会社 ○○○○</span> 事業主氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">代表取締役社長 愛基 太郎</span> 電話番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">052 ( 481 ) 5608</span>	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; font-size: 2em; font-weight: bold;">社印</div>
編入年月日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成28年 4月 1日</span>	廃止年月日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成 年 月 日</span>	事業所番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9999</span> 退職金制度 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フリープラン</span> コース センドライフ支援金制度 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> ・無
フリガナ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">カブシクカイシャ ○○○○</span> 事業所名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">株式会社 ○○○○</span>	フリガナ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">アイキ タロウ</span> 事業主氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">愛基 太郎</span>	所属部署・役職名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務部 課長</span> フリガナ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ネンキン イチロウ</span> 担当者氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年金 一郎</span>
フリガナ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">アイチケンナゴヤシナカムラクコガネトオリ1-18 フジコミュニティセンター7F</span> 事業所所在地 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4530804</span> 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F	電話番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">( 052 ) ( 481 ) ( 5608 )</span> FAX番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">( 052 ) ( 481 ) ( 7271 )</span> E-Mailアドレス <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">nenkin-ichirou@aikikin.or.jp</span> <small>・E-Mailアドレスは、代表または事務ご担当者の管理されているものを記入ください</small>	
適用年月日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成28年 4月 1日</span>	退職金制度 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> フリープランコース・無 センドライフ支援金制度 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> ・無	加入対象者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">従業員</span> 待期時期 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3年</span> 喪失年齢 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">60歳</span> 加入対象者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">従業員、パート、嘱託</span> 待期時期 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3年</span> 喪失年齢 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">65歳</span>
掛金納付方法 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">( 自主納付 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">自動引落</span> )</span> <small>・いずれかを○印で囲んでください</small>	定年年齢 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">60歳</span>	
《掛金引落口座》掛金の自動引落を希望される場合には、以下の項目もご記入ください(※1)		
金融機関名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">愛基銀行</span> 支店名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中村支店</span> 預金種目 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">( <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">当座</span> ) ・普通</span> 口座番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1234567</span> 口座名義(カナ) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">カブシクカイシャ ○○○○</span> 口座名義(漢字) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">株式会社 ○○○○</span>	変更日付欄	
(※1)掛金の自動引落を希望される場合、または引落口座等を変更される場合には、別途『預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』を添付する必要があります 『預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』は、アイ企業年金基金にて管理しています		

補足資料⑦：《磁気媒体届書総括票(記入例)》

平成 28年 4月 1日

アイ企業年金基金 磁気媒体届書総括票

(提出先) 453-0804  
愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F  
アイ企業年金基金 御中

事業所所在地	4 5 3 0 8 0 4	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F
事業所名称	株式会社 〇〇〇〇	
事業主氏名	代表取締役社長 〇〇〇〇	
	電話番号	052 ( 481 ) 5608
事業所番号	9 9 9 9	退職金制度 <b>フリープラン</b> コース パートライフ支援金制度 <b>有</b> ・無

契約番号	10288
------	-------

・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

<p>◎磁気媒体の届出内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">資格取得届</td><td style="text-align: center;">100</td><td style="text-align: center;">名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">資格喪失届</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">待期者連絡票</td><td></td><td style="text-align: center;">名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">掛金額変更届</td><td></td><td style="text-align: center;">名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">退職金拠出開始届</td><td></td><td style="text-align: center;">名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">掛金額切替届</td><td></td><td style="text-align: center;">名</td></tr> <tr><td colspan="3"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計件数</td><td style="text-align: center;">110</td><td style="text-align: center;">名</td></tr> </table>	資格取得届	100	名	資格喪失届	10	名	待期者連絡票		名	掛金額変更届		名	退職金拠出開始届		名	掛金額切替届		名				合計件数	110	名	<p>◎備考欄</p>
資格取得届	100	名																							
資格喪失届	10	名																							
待期者連絡票		名																							
掛金額変更届		名																							
退職金拠出開始届		名																							
掛金額切替届		名																							
合計件数	110	名																							

平成28年4月改正

交付目的欄

補足資料⑧：《懲戒解雇加入者支給停止依頼書(記入例)》

アイ企業年金基金 懲戒解雇加入者支給停止依頼書		平成 28年 5月 1日															
(提出先) 453-0804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F アイ企業年金基金 御中	契約番号 10288	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業所所在地</td> <td style="width: 15%;">4 5 3 0 8 0 4</td> <td style="width: 70%;">愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F</td> </tr> <tr> <td>事業所名称</td> <td colspan="2">株式会社 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>事業主氏名</td> <td colspan="2">代表取締役社長 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">電話番号 052 ( 481 ) 5608</td> </tr> <tr> <td>事業所番号</td> <td>9 9 9 9</td> <td>退職金制度 フリープラン コース セカンドライフ支援金制度 有・無</td> </tr> </table>	事業所所在地	4 5 3 0 8 0 4	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F	事業所名称	株式会社 〇〇〇〇		事業主氏名	代表取締役社長 〇〇〇〇			電話番号 052 ( 481 ) 5608		事業所番号	9 9 9 9	退職金制度 フリープラン コース セカンドライフ支援金制度 有・無
事業所所在地	4 5 3 0 8 0 4	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F															
事業所名称	株式会社 〇〇〇〇																
事業主氏名	代表取締役社長 〇〇〇〇																
	電話番号 052 ( 481 ) 5608																
事業所番号	9 9 9 9	退職金制度 フリープラン コース セカンドライフ支援金制度 有・無															
◆アイ企業年金基金規約(第50条及び別表第6)により、下記加入者への支給(老齢給付金の一時金換算額、または脱退一時金額)の停止を申出ます																	
氏名(フリガナ) 氏名(漢字) 加入者番号	生年月日	性別	喪失年月日(※1)	住 所	懲戒解雇の理由(※2)	基加区分											
アイキ タロウ 愛基 太郎 1 2 3 4 5 6	昭:5 平:7 0 1 0 1 0 1	男:5 女:6	平7 2 8 0 5 0 1	4 5 3 0 8 0 4 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	就業規則第99条に定める 懲戒解雇事由に該当したため	1 2 3 4											
(※1)喪失年月日は、懲戒解雇日の翌日をご記入ください (※2)懲戒解雇の理由をご記入ください																	
平成28年4月改正						変更日付印											

補足資料⑨： ≪ 『資産・債務の事業所按分(退職給付会計用)』 算出依頼書(記入例) ≫

アイ企業年金基金 『資産・債務の事業所按分(退職給付会計用)』算出依頼書		平成 28年 5月 1日																	
<p>(提出先) 453-0804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F アイ企業年金基金 御中 (FAX番号: 052-481-7271)</p>	<p>(当依頼書はFAXによる届出が可能です)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">             契約番号 10288         </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業所所在地</td> <td style="width: 15%;">4530804</td> <td style="width: 70%;">愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F</td> </tr> <tr> <td>事業所名称</td> <td>株式会社 〇〇〇〇</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">社印</div> </td> </tr> <tr> <td>事業主氏名</td> <td>代表取締役社長 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話番号 052 ( 481 ) 5608</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所番号</td> <td>9999</td> <td>退職金制度 <span style="float: right;">コース</span></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>セカンドライフ支援金制度 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span>・無</td> </tr> </table>	事業所所在地	4530804	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F	事業所名称	株式会社 〇〇〇〇	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">社印</div>	事業主氏名	代表取締役社長 〇〇〇〇		電話番号 052 ( 481 ) 5608		事業所番号	9999	退職金制度 <span style="float: right;">コース</span>			セカンドライフ支援金制度 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span> ・無
事業所所在地	4530804	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F																	
事業所名称	株式会社 〇〇〇〇	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">社印</div>																	
事業主氏名	代表取締役社長 〇〇〇〇																		
	電話番号 052 ( 481 ) 5608																		
事業所番号	9999	退職金制度 <span style="float: right;">コース</span>																	
		セカンドライフ支援金制度 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span> ・無																	
<p>・下記基準日における『資産・債務の事業所按分(退職給付会計用)』の算出を依頼します。</p>																			
事業所番号	事業所名称	基準日(※1)	備考欄																
9999	株式会社 〇〇〇〇	平7 2804 末日																	

[提出における注意点]

- ・当依頼書は、基準日の2週間(10営業日)前までにご提出ください。
- ・(※1)『資産・債務の事業所按分(退職給付会計用)』の算出を希望する日付(月末に限る)を記入してください。
- ・『資産・債務の事業所按分(退職給付会計用)』の算出結果(回答)は、基準日の翌月中旬(10営業日)以降のご回答となります。  
⇒ 取り急ぎ『資産・債務の事業所按分(退職給付会計用)』の算出結果(回答)が必要な場合は、別途アイ企業年金基金事務局までご連絡ください。
- ・『資産・債務の事業所按分(退職給付会計用)』は、アイ企業年金基金代議委員会の議決に基づく按分方法により算出します。

平成28年4月改正

補足資料⑩：《加入待期者連絡票(記入例)》

アイ企業年金基金 加入待期者連絡票

平成 28年 4月 1日

(当連絡票はFAXによる届出が可能です)

(提出先) 453-0804  
愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F  
アイ企業年金基金 御中  
(FAX番号:052-481-7271)

契約番号 10288

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F
事業所名称	株式会社 ○○○○
事業主氏名	代表取締役社長 ○○○○
電話番号	052 ( 481 ) 5608
事業所番号	9999
退職金制度	コース
セカンドライフ支援金制度	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無



・下記のとおり、加入待期者管理を依頼します

連絡事由 (該当に○印をつけてください)	氏名(フリガナ)		生年月日	性別	基礎年金番号	入社年月日	従前(変更前)情報	
	氏名(漢字)						(変更項目に○印をつけ、変更前の登録情報を記入してください)	
新規登録 削除 変更	アイキ	タロウ	昭:5 平:7	男:5 女:6	9999- 999999	平7 280401	氏名(フリガナ・漢字)・生年月日・性別・基礎年金番号・入社年月日	
新規登録 削除 変更	ネンキン	イチロウ	昭:5 平:7	男:5 女:6	8888- 888888	平7 280501	氏名(フリガナ・漢字)・生年月日・性別・基礎年金番号・入社年月日	
新規登録 削除 変更	キギョウ	ハナコ	昭:5 平:7	男:5 女:6	7777- 777777	平7 280401	氏名(フリガナ・漢字)・生年月日・性別・基礎年金番号・入社年月日	
新規登録 削除 変更			昭:5 平:7	男:5 女:6	-	平7	氏名(フリガナ・漢字)・生年月日・性別・基礎年金番号・入社年月日	
新規登録 削除 変更			昭:5 平:7	男:5 女:6	-	平7	氏名(フリガナ・漢字)・生年月日・性別・基礎年金番号・入社年月日	

- ・連絡事由の【削除】を選択した場合には、すでに登録・管理されている情報(氏名・生年月日・性別・基礎年金番号・入社年月日)を記入してください
- ・連絡事由の【変更】を選択した場合には、変更後の情報(氏名・生年月日・性別・基礎年金番号・入社年月日)を記入し、【従前(変更前)情報】欄に変更前の情報を記入してください
- ・入社年月日は、アイ企業年金基金規約第39条2に定める社員等となった日付を記入してください

平成28年4月改正



補足資料⑪：《加入者掛金額変更届(記入例)》

アイ企業年金基金 加入者掛金額変更届

平成 28年 5月 1日

(提出先) 453-0804  
愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F  
アイ企業年金基金 御中

( 取消 ・ 訂正 )

届書番号	172
契約番号	10288

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F
事業所名称	株式会社 〇〇〇〇
事業主氏名	代表取締役社長 〇〇〇〇 電話番号 052 ( 481 ) 5608
事業所番号	9999
退職金制度	フリープラン コース
セカンドライフ支援金制度	有・無

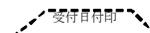


・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

氏名(フリガナ) 氏名(漢字) 加入者番号	生年月日	性別	変更年月日	積立制度 (一方/両方選択)	変更前		⇒	変更後		基加
					基準給与(退職金) 標準給与(セカンドライフ支援金)			基準給与(退職金) 標準給与(セカンドライフ支援金)		
アイキ タロウ 愛基 太郎 1 2 3 4 5 6	昭:5 平:7 010101	男:5 女:6	平7 280501	退職金制度 セカンドライフ支援金制度	千 円	1100	⇒	千 円	1600	2 3 4
ネンキン タロウ 年金 太郎 2 3 4 5 6 7	昭:5 平:7 020202	男:5 女:6	平7 280501	退職金制度 セカンドライフ支援金制度	千 円	10000	⇒	千 円	15000	2 3 4
コガネ ハナコ 黄金 花子 3 4 5 6 7 8	昭:5 平:7 030303	男:5 女:6	平7 280601	退職金制度 セカンドライフ支援金制度	千 円	15000	⇒	千 円	20000	2 3 4
	昭:5 平:7	男:5 女:6	平7	退職金制度 セカンドライフ支援金制度	千 円		⇒	千 円		2 3 4

・基準給与(退職金制度)は、退職金規程等に定められているフリープランコースの基準給与(規約別表第4の5)を記入してください  
標準給与(セカンドライフ支援金制度)は、支援金規程等に定められているセカンドライフ支援金制度の標準給与(規約別表第4の6)を記入してください

平成28年4月改正



補足資料⑫： ≪【セカンドライフ支援金制度既加入者】退職金拠出開始届(記入例)≫

アイ企業年金基金 【セカンドライフ支援金制度既加入者】退職金拠出開始届

平成 28年 5月 1日

(提出先) 453-0804

愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F

アイ企業年金基金 御中

( 取消 ・ 訂正 )

届書番号	171
契約番号	10288

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F
事業所名称 事業主氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役社長 ○○○○ 電話番号 052 ( 481 ) 5608
事業所番号	9999
退職金制度	300万円 コース
セカンドライフ支援金制度	有・無

社印

◆既にセカンドライフ支援金制度に加入している加入者に対し、さらに待期間満了(入社3年経過)後退職金拠出を開始する際に提出してください

・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

氏名(フリガナ) 氏名(漢字) 加入者番号	生年月日	性別	基礎年金番号	発生原因	入社年月日	拠出開始 制度	拠出開始年月日	基本コース(退職金)	フリープランコース 基準給与(退職金)	基 加
コガネ ハナコ 黄金 花子 3 4 5 6 7 8	昭:5 平:7 0 3 0 3 0 3	男:5 女:6 7 7 7 7 7 7	7 7 7 7 -	新規:1	平7 2 5 0 4 2 0	退職金制度	平7 2 8 0 5 0 1	800万円コース:1 500万円コース:2 300万円コース:3		1 2
			-	新規:1	平7	退職金制度	平7	800万円コース:1 500万円コース:2 300万円コース:3		1 2
	昭:5 平:7	男:5 女:6	-	新規:1	平7	退職金制度	平7	800万円コース:1 500万円コース:2 300万円コース:3		1 2
	昭:5 平:7	男:5 女:6	-	新規:1	平7	退職金制度	平7	800万円コース:1 500万円コース:2 300万円コース:3		1 2

- ・【セカンドライフ支援金制度既加入者】退職金拠出開始届は、既にセカンドライフ支援金制度に加入している加入者に対し、入社3年経過後に退職金拠出を開始する際に提出してください
- ・加入者番号は、必ず記入してください
- ・入社年月日は、アイ企業年金基金規約第39条に定める社員等となった日付を記入してください
- ・拠出開始年月日は、入社年月日から待期間(3年)を経過した日以後最初に到来する1日(待期間を経過した日が1日の場合はその日)を記入してください。
- ・基本コース(退職金)は基本の加入コースを選択してください(オプションコースを採用している企業は資格取得時点の基本コースを選択してください)
- ・フリープランコース基準給与(退職金)は、退職金規程等に定められているフリープランコースの基準給与(規約別表第4の5)を記入してください

平成28年4月改正  
交付日付印

補足資料⑬：《退職金制度/セカンドライフ支援金制度掛金額切替届(記入例)》

アイ企業年金基金 退職金制度/セカンドライフ支援金制度掛金額切替届

平成 28年 5月 1日

(提出先) 453-0804

愛知県名古屋市中村区黄金通1-18  
フジコミュニティセンター7F

アイ企業年金基金 御中

( 取消 ・ 訂正 )

届書番号	171
契約番号	10288

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F
事業所名称	株式会社 ○○○○
事業主氏名	代表取締役社長 ○○○○ 電話番号 052 ( 481 ) 5608
事業所番号	9999
退職金制度	300万円 コース
セカンドライフ支援金制度	有・無



◆退職金・セカンドライフ支援金の両制度に加入している加入者が60歳に到達し、退職金制度の掛金拠出を終了し、同額をセカンドライフ支援金制度の掛金とする拠出先制度の切り替えを行う際に提出してください

・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

氏名(フリガナ) 氏名(漢字) 加入者番号	生年月日	性別	積立制度	拠出終了日(退職金) 掛金変更日(セカンドライフ支援金)	拠出終了日時点の加入コース(退職金)			備考	基加
					変更前 標準給与(セカンドライフ支援金)	⇒	変更後 標準給与(セカンドライフ支援金)		
コガネ ハナコ 黄金 花子 345678	昭:5 平:7 030303	男:5 女:6	退職金 セカンドライフ支援金	平7 280401	800万円コース:97 500万円コース:98 300万円コース:99	⇒	+300万円コース:10 +200万円コース:20 フリープランコース:0 8500	1 2 3 4	1 2 3 4
	昭:5 平:7	男:5 女:6	退職金 セカンドライフ支援金	平7	800万円コース:97 500万円コース:98 300万円コース:99	⇒	+300万円コース:10 +200万円コース:20 フリープランコース:0	1 2 3 4	1 2 3 4
	昭:5 平:7	男:5 女:6	退職金 セカンドライフ支援金	平7	800万円コース:97 500万円コース:98 300万円コース:99	⇒	+300万円コース:10 +200万円コース:20 フリープランコース:0	1 2 3 4	1 2 3 4
	昭:5 平:7	男:5 女:6	退職金 セカンドライフ支援金	平7	800万円コース:97 500万円コース:98 300万円コース:99	⇒	+300万円コース:10 +200万円コース:20 フリープランコース:0	1 2 3 4	1 2 3 4

- ・退職金・セカンドライフ支援金の両制度に加入している加入者が60歳に到達し、退職金の掛金拠出を終了し同額をセカンドライフ支援金の掛金とする拠出先制度の切替を行う際に提出してください
- ・加入者番号は、必ず記入してください
- ・拠出終了年月日(退職金)掛金変更日(セカンドライフ支援金)は、60歳の誕生日を記入してください
- ・拠出終了日時点に加入していたコース(退職金)は、拠出を終了する加入者ごとに該当コースに丸印を記入してください  
⇒【事例】拠出を終了する加入者が『基本800+オプション300万円コース』に加入していた場合、『基本800万円コース:97』と『+オプション300万円コース:1』の2か所に丸印を記入してください
- ・【変更後】標準給与(セカンドライフ支援金)は、60歳まで退職金制度に拠出していた掛金額を記入してください(基本/オプションコースの場合も同じ掛金額を記入してください)

平成28年4月改正



# 補足資料⑭：《老齢給付金（年金）手続き書類（見本）》

**アイ企業年金基金 老齢給付金裁定請求書**

**記載例**

副印鑑  平成 28年 4月 1日 提出

フリガナ	アイキ	タロウ	② 印鑑 	③ 性別 男	④ 昭年 平成 28年 4月 1日
① 氏名	アイ基	太郎			
フリガナ	アイキケンナゴヤシナカムラクゴカネトオリ 1 チョウメ 18 バンチ フジコミュニティセンター7カ				
⑤ 住所	4 5 3 0 8 0 4 愛知県名古屋市中村区黄金通1丁目18番地 フジコミュニティセンター7階				
⑥ 加入者番号	9 9 9 9 9 9	加入制度 退職金制度(01)	⑦ 加入期間 27年0月	加入 平成 1年 4月 1日	喪失 平成 28年 4月 1日
⑧ 希望送金先	1. 銀行等の口座振込(本人名義の口座をご指定ください) フリガナ (フリガナ) 銀行 (フリガナ) 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 アイキ アイ基 ナカムラ 中村 支店 店番号 9 9 9 普通預金 口座番号 9 9 9 9 9 9 9				
<p>年金で受取る場合、支給額から所得税額(支給額×7.6575%)が源泉徴収されます。 (※)税金の詳細は最寄の税務署にお問合せ下さい。</p> <p>年金を選択した場合は、「5年」または「10年」を選択してください。</p>					
⑨ 年金に代えて支給する一時金希望の有無	<p>1. 全額年金として受け取る</p> <p>2. 全額一時金として受け取る</p> <p>3. 一部を一時金として受け取る【一時金割合: 25%・50%・75%】</p>		⑩ 年金の受給期間	1. 5年 2. 10年	
⑪ 今回の退職で会社等から退職手当を受けましたか?	<p>1. 受けた</p> <p>2. 受けていない</p>		<p>会社等より退職手当の支給を受けた場合は、「退職所得の源泉徴収票の写し」を添付してください。</p> <p>必ず添付書類をそろえて提出してください。</p>		
<p>＜添付書類＞</p> <p>1. 住民票または戸籍抄本(ただし全額一時金として受け取る場合に限り、運転免許証またはパスポートの写し)</p> <p>2. 希望する送金先の通帳のコピー(銀行名、支店名、口座番号)または⑤【金融機関証明印】に口座名義及び口座番号一時金(退職所得)で受取る場合、「退職所得の受給に関する申告書」「退職所得の源泉徴収票の写し」をもとに退職所得控除額を計算し退職所得控除額を超えた場合に限り課税対象となり、税金額を計算し支給額から所得税額が源泉徴収されます。(※)税金の詳細は最寄の税務署にお問合せ下さい。</p> <p>3. 年金に代えて支給する一時金の受け取りを希望する ・退職所得の受給に関する申告書 ・退職所得の源泉徴収票の写し(※)会社等から退職手当</p> <p>4. 【個人番号(マイナンバー)の届出用紙】</p>					
<p>＜記入上の注意＞</p> <p>① 氏名欄は、必ずフリガナもご記入ください。</p> <p>② 印鑑欄は、①氏名欄に自筆でご記入いただいている場合には省略できます。</p> <p>③ 住所欄は、番地、マンション名、棟号等まで正確にご記入ください。また、電話番号には連絡のつく番号をご記入ください。</p> <p>④ 年金に代えて支給する一時金希望の有無欄の選択肢3(一部一時金を希望する)は、60歳以降に資格喪失した際に退職金制度の給付部分に限り選択できます(セカンドライフ支援金の給付部分に関しては一部一時金の選択はできません)。退職金制度の給付部分に関して一部一時金を希望する場合には、必ず一時金割合も丸印でご記入ください。</p> <p>⑤ 今回の退職で会社等からの退職手当を受けましたか?とは、会社もしくは会社が社外で退職金を積立するために加入している他の制度(中小企業退職金共済制度等)から支給を受けたか(受けていない)かをご記入ください。</p> <p>⑥ 勤務していた会社欄は、アイ企業年金基金加入企業名をご記入ください。</p>					

アイ基 太郎 様

(加入事業所:アイ鉄株式会社[0-999])  
(加入者番号:999999)

〒453-0804  
名古屋市中村区黄金通1-18  
アイ企業年金基金  
TEL052-481-5608  
平日9時~12時/13時~17時

## 退職金等（老齢給付金）の請求手続きについて

あなたは、このたびアイ企業年金基金加入事業所を退職されましたので、事業所があなたの退職金またはセカンドライフ支援金として、当基金へ積み立ててきた金額を老齢給付金として請求してください。

つきましては、手続きに必要な書類(①)を同封させていただきます。

老齢給付金の請求は、『アイ企業年金基金 老齢給付金裁定請求書』に下記の添付書類(②)を添えて、アイ企業年金基金まで郵送等により提出してください。

書類は同封の『レターバック』で提出していただくことで追跡可能となりますので活用ください。なお、レターバックの番号(シール)は書類を追跡する際に必要となるため、番号シールははがしてお手元に保管してください。

老齢給付金の受取方法は、「一時金での受取」または「年金での受取(受取期間5年または10年)」を選択することができます。

下記のアイ企業年金基金給付見込額(③)は、給付金の全額を一時金、または全額を年金で受取った場合の見込額です。

ご不明な点がございましたら、アイ企業年金基金事務局までご連絡ください。

### 記

① 手続きに必要な書類(同封)

- ◇ アイ企業年金基金 老齢給付金裁定請求書【および記載例】
- ◇ 退職所得の受給に関する申告書
- ◇ 【個人番号(マイナンバー)の届出用紙】

② 老齢給付金を請求する場合の提出書類(添付書類)

- ◇ アイ企業年金基金 老齢給付金裁定請求書
- ◇ 住民票または戸籍抄本(ただし全額一時金として受け取る場合に限り、運転免許証またはパスポートの写し)
- ◇ 通帳のコピー(銀行名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの)  
または老齢給付金裁定請求書に金融機関の証明印を受けて下さい
- ◇ 一時金での受取を希望される場合、次の書類も添付してください
  - ・退職所得の受給に関する申告書
  - ・退職所得の源泉徴収票の写し(会社等から退職手当の支給を受けた場合は提出が必要/受けていない場合は提出が不要です)
- ◇ 【個人番号(マイナンバー)の届出用紙】

③ アイ企業年金基金給付見込額【加入者資格喪失日:平成 29年 1月21日】

	全額一時金	全額年金(5年受取)	全額年金(10年受取)
退職金制度(A)	5,665,900 円	1,270,500 円	666,700 円
セカンドライフ支援金制度(B)	171,100 円	38,400 円	20,200 円
年金受取開始年月	—	平成 32年 3月	平成 32年 3月

(※)アイ企業年金基金は、加入事業所ごとにご加入の積立制度が異なります

(※)退職金制度(A)とセカンドライフ支援金制度(B)の両制度にご加入の場合は(A)と(B)の合計額となります

(※)基金の給付額は所得税(一時金:退職所得/年金:雑所得)の課税対象となり源泉徴収される場合があります(税金の詳細は最寄の税務署に問合せ下さい)  
なお、上記の給付見込額に税額は考慮されていません

## 補足資料⑮：《脱退一時金の手続き書類（見本）》

アイ企業年金基金 脱退一時金裁定請求書		記載例		平成 28年 4月 1日 提出	
フリガナ	アイキ	ダロウ	② 印鑑	③ 性別	④ 生年月日
①氏名	アイ基	太郎		男	平成 28年 4月 1日
フリガナ	アイチケンナゴヤシナカムラクコガネトオリ1チヨウメ18バンチ フジコミュニティセンター7カイ				
⑤住所	4530804 電話番号(052)(481)(5608) 愛知県名古屋市中村区黄金通1丁目18番地 フジコミュニティセンター7階				
⑥加入者番号	999999	加入制度	⑦加入期間	加入	喪失
		退職金制度(○) セカンドライフ支援金制度(O3)	10年0月	平成 18年 4月 1日	平成 28年 4月 1日
⑧希望送金先	1. 銀行等の口座振込(本人名義の口座をご指定ください) アイキ 銀行 ナカムラ アイ基 信用金庫 中村 労働組合 農業協同組合				
金融機関証明印欄	2. ゆうちょ銀行の口座振込(本人名義の口座を) 退職金制度の給付部分に限り、加入期間が20年以上の場合、「脱退一時金」の一部を一時金で受取ることができます。該当しない方加入期間が20年未満には事前に取り消し線を記載しています。				
⑨脱退一時金の一部を一時金希望(残りは年金)	一時金割合：25%・50%・75% (退職金制度の給付部分) (※)脱退一時金の一部を一時金で選択することが出来る方は、加入期間(みなし加入者期間を含む)が20年以上の方で、かつ退職金制度の給付部分に限られます。また残りの部分は60歳以降の年金となります。				
⑩今回の退職で会社等から退職手当を受けましたか?	1. 受けた	⑪勤務していた会社	株式会社 アイ企業製作所		
⑫年金に代わる一時金を受取ってから5年以内に一時金を受取る場合は事由をご記入ください	会社等より退職手当の支給を受けた場合は、「退職所得の源泉徴収票の写し」を添付してください。				
＜添付書類＞	必ず添付書類をそろえて提出してください。				
1. 生年月日を証する書類 (以下①～③のいずれか1つ)	①住民票 ②運転免許証の写し ③パスポートの写し				
2. 希望する送金先の通帳のコピー (銀行名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの) または③の【金融機関証明印欄】に口座名義及び口座番号を記入してください	一時金(退職所得)の場合、「退職所得の受給に関する申告書」「退職所得の源泉徴収票の写し」をもとに退職所得控除額を計算し退職所得控除額を超えた場合に限り課税対象となり、税金額を計算し支給額から所得税額が源泉徴収されます。(※)税金の詳細については最寄の税務署にお問合せ下さい。				
3. 退職所得に関する書類	・退職所得の受給に関する申告書 ・退職所得の源泉徴収票の写し(※)会社等から退職手当				
4. 年金に代えて一時金の受け取りを選択される場合はアイ基	5. 【個人番号(マイナンバー)の届出用紙】				
＜記入上の注意＞	①氏名欄は、必ずフリガナもご記入ください。 ②印鑑欄は、①氏名欄に自筆でご記入いただいている場合は省略できます。 ③住所欄は、番地、マンション名、棟方等まで正確にご記入ください。また、電話番号には連絡のつく番号をご記入ください。 ④脱退一時金の一部を一時金希望欄は、加入期間(みなし加入者期間を含む)が20年以上の方で、退職金制度の給付部分に限り、希望する一時金の給付割合に丸印をご記入ください(セカンドライフ支援金制度の給付部分に関しては選択出来ません)。 ⑤今回の退職で会社等からの退職手当を受けましたか?とは、会社もしくは会社が社外で退職金を積立てるために加入していた他の制度(中小企業退職金共済制度等)から支給を受けたか(受けていないか)をご記入ください。 ⑥最後に勤務していた会社名欄は、アイ企業年金基金加入企業名をご記入ください。 ⑦年金に代わる一時金欄は、既に年金を受給されている方が、年金に代えて一時金を選択される場合にご記入ください。				

アイ基 太郎 様

(加入事業所:株式会社アイ製作所 [0-999])  
(加入者番号:999999)

〒453-0804  
名古屋市中村区黄金通1-18  
アイ企業年金基金  
Tel.052-481-5608  
平日9時～12時/13時～17時

### 退職金等(脱退一時金)の請求手続きについて

あなたは、このたびアイ企業年金基金加入事業所を退職されましたので、事業所があなたの退職金またはセカンドライフ支援金として、当基金へ積み立ててきた金額を脱退一時金として請求してください。  
つきましては、手続きに必要な書類(①)を同封させていただきます。  
脱退一時金の請求は、『アイ企業年金基金 脱退一時金裁定請求書』と『確定給付企業年金 中途脱退者選択書(その1)』に下記の添付書類(②)を添えて、アイ企業年金基金まで郵送等により提出してください。  
書類は同封の『レターパック』で提出していただくことで追跡可能となりますのでご活用ください。なお、レターパックの番号(シール)は書類を追跡する際に必要となるため、番号シールははがしてお手元に保管してください。  
また、一時金相当額を他の年金制度等へ移換することを希望される場合は、『脱退一時金受給にあたってのご案内』に従って、『確定給付企業年金 中途脱退者選択書(その1)』等を当基金までご提出ください。  
下記のアイ企業年金基金給付見込額(③)は、今回ご請求いただける金額(見込額)です。  
ご不明な点がございましたら、アイ企業年金基金事務局までご連絡ください。

#### 記

#### ①手続きに必要なとなる書類(同封)

- ◇脱退一時金受給にあたってのご案内
- ◇アイ企業年金基金 脱退一時金裁定請求書【および記載例】
- ◇退職所得の受給に関する申告書
- ◇確定給付企業年金 中途脱退者選択書(その1)
- ◇確定給付企業年金 中途脱退者選択書(その2)(※)
- ◇【個人番号(マイナンバー)の届出用紙】

#### ②脱退一時金の受取を希望する場合の提出書類(添付書類)

- ◇アイ企業年金基金 脱退一時金裁定請求書
- ◇確定給付企業年金 中途脱退者選択書(その1)
- (※)ただちに脱退一時金の受取を希望する場合『確定給付企業年金 中途脱退者選択書(その2)』の提出は必要ありません。
- ◇生年月日を証する書類(住民票または運転免許証の写しまたはパスポートの写し)
- ◇通帳のコピー(銀行名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの)  
または脱退一時金裁定請求書に金融機関の証明印を受けて下さい
- ◇退職所得に関する書類
  - ・退職所得の受給に関する申告書
  - ・退職所得の源泉徴収票の写し(会社等から退職手当の支給を受けた場合は提出が必要/受けていない場合は提出が不要です)
- ◇【個人番号(マイナンバー)の届出用紙】

#### ③アイ企業年金基金給付見込額【加入者資格喪失日:平成 28年 8月 6日】

	一時金額
退職金制度(A)	315,300 円
セカンドライフ支援金制度(B)	54,800 円

(※)アイ企業年金基金は、加入事業所ごとにご加入の積立制度が異なります。

(※)退職金制度(A)とセカンドライフ支援金制度(B)の両制度にご加入の場合は(A)と(B)の合計額となります。

(※)アイ企業年金基金の給付額は所得税(退職所得)の課税対象となり源泉徴収される場合があります(上記の見込額は税額を考慮していません)。

